

道路メンテナンス事業に対する地方負担の軽減について

【担当省庁】国土交通省

市町村における取組

(現状)
平成25年6月道路法の改正により道路インフラ施設の点検が法定化され、平成26年7月1日より、5年に1度の橋梁・トンネル等の定期点検が義務化された。

(課題)
多数の道路インフラ施設を管理する自治体においては、毎年多額の費用が必要となり、財政を圧迫している。また、国の補助金の、要望額に対する内示率に年度間でばらつきがあるため、事業を次年度に先送りせざるを得ない自治体も出ている。

【表1 道路メンテナンス事業 令和7年度予算額】

(単位:千円)

市町村名	必要事業費	要望ベース 国費 (A)	内示ベース 国費 (B)	内示割れによる 国費不足額 (A)－(B)
桜井市	124,000	68,200	68,200	0
五條市	50,000	29,700	29,975	0
河合町	70,000	38,500	36,437	2,063
吉野町	115,000	72,105	72,105	0

【表2 道路メンテナンス事業 要望額に対する内示率】

市町村名	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
桜井市	91.00%	73.90%	100.00%	100.00%
五條市	91.00%	72.40%	99.00%	100.00%
河合町	84.00%	61.40%	78.41%	94.64%
吉野町	91.80%	74.50%	100.00%	100.00%

【表3 道路メンテナンス事業 国費充当率】

市町村名	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
桜井市	0.5500	0.5500	0.5500	0.5500
五條市	0.5885	0.5940	0.5940	0.5995
河合町	0.5500	0.5500	0.5500	0.5500
吉野町	0.6270	0.6270	0.6270	0.6270

国にお願いすること

財政状況や技術力等において多くの課題を抱えている地方公共団体が、効率的に道路インフラ施設の管理ができるよう、以下を要望する。

(1)道路メンテナンス事業の要望額に対する補助金の安定的な交付
(表1、表2参照)

(2)道路メンテナンス事業の国費充当率の嵩上げ (表3参照)